

平成30年4月まで
あとわずか！

はじまります、「無期転換ルール」

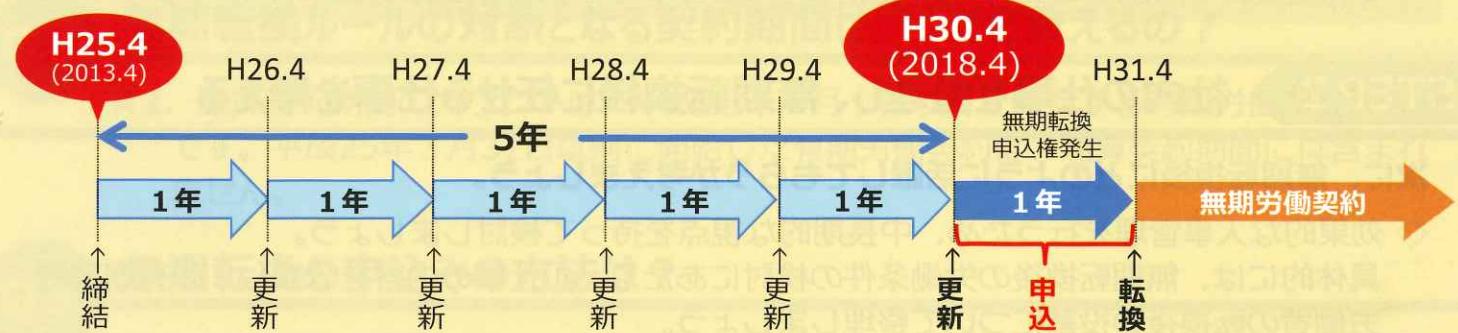
無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残り半年。

平成29年9月、10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

企業の皆さんへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

有期労働契約で働く皆さんへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

雇止めについて

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されないので、慎重な対応が必要です。

まずは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

「無期転換ルール」の導入手順

STEP 1 有期契約労働者の就労実態を調べる

まずは、自社で働いている有期契約労働者の現状を把握しましょう。

- ◇ 有期契約労働者の人数、職務内容、月や週の労働時間、契約期間、更新回数、勤続年数（通算契約期間）、今後の働き方やキャリアに対する考え方、無期転換申込権の発生時期などを把握しましょう。



【活用できる厚生労働省の支援策】

- 労働契約等解説セミナー
- 有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック

STEP 2 社内の仕事を整理し、無期転換後に任せる仕事を考える

次に、無期転換後にどのように活躍してもらうか考えましょう。

- ◇ 効果的な人事管理を行うため、中長期的な視点を持って検討しましょう。具体的には、無期転換後の労働条件の検討にあたり、①仕事の内容を分類し、②有期契約労働者の転換後の役割について整理しましょう。
- ◇ 有期契約労働者が無期転換した場合、従来の「正社員」との関係で役割や責任を明確にしておかないと、トラブルが発生する恐れがあります。労働条件を検討する際には、その点にも注意が必要です。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- キャリアアップ助成金
- 先進的に無期転換ルール等を導入している企業事例集
- シンポジウム
- 中小企業に対するコンサルティング

STEP 3 適用する労働条件を検討し、就業規則を作成する

- ◇ STEP 2において無期転換後の有期契約労働者の役割を明確にした上で、無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、それに従って、就業規則を整備（既存の就業規則の改定、新規作成等）しましょう。
- ◇ 無期転換者用の就業規則を作成した場合には、これらの規定の対象となる社員を、正社員の就業規則の対象から除外しておく必要があります。そのため、正社員の就業規則の見直しも併せて検討しましょう。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- 無期転換ルール、多様な正社員に関するモデル就業規則

STEP 4 運用と改善を行う

- ◇ 無期転換をスムーズに進める上で大切なのは、制度の設計段階から労使のコミュニケーションを密に行うことです。
- ◇ また、無期転換申込権について、有期契約労働者に対して事前に説明することが適切です。
- ◇ なお、有期労働契約から無期労働契約への転換時には、勤務地の限定がなくなったり、時間外労働が発生するなど、働き方に変化が生じる場合があります。このため、転換後も、円滑に無期転換が行われているかを把握し、必要に応じて改善を行う必要があります。

「無期転換ルール」Q&A

Q1

「無期転換ルール」は何のためにあるの？

A1. 有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、それによって生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要があります。

無期転換ルールは、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

Q2

無期転換ルールの対象となる契約期間はいつから数えるの？

A2. 通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間には含まれません。

Q3

無期転換の申込みの方法は？

A3. 申込みは、口頭で行っても法律上は有効です。しかし、口頭での申込みは、後日、申込みをしたかどうかの争いが生じやすいという問題がありますので、労働者の方には、できるだけ書面で申込みを行うことをお勧めします。また、申込みを受けた事業主の方には、その事実を確認するための書面を労働者に交付しておくことをお勧めします。申込みの書面については、以下を参考にしてください。

無期労働契約転換申込書

殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 平成 年 月 日

職氏名 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

Q4

無期転換後の労働条件は？

A4. 無期転換ルールによって、契約期間は有期から無期に転換されますが、無期転換後の給与などの労働条件は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。したがって、無期労働契約に転換された労働者に対して、どのような労働条件を適用するかを検討した上で、別段の定めをする場合には、適用する就業規則にその旨を規定する必要があります。ただし、無期転換にあたり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。

また、特に定年など、有期契約労働者には通常定められていない労働条件を適用する必要がある場合には、適切に設定の上、あらかじめ明確化しておく必要があります。

「無期転換ルール」に関する情報・お問い合わせはこちちら

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト 検索 

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの労働者の、企業内のキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、待遇改善の取組を実施した事業主に対する助成制度として、キャリアアップ助成金を設けています。

キャリアアップ助成金の活用に当たっての要件などについては、以下のWebサイトでご確認いただけます。
※無期転換ポータルサイトの「導入支援策」からもご覧いただけます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

※キャリアアップ助成金に関するお問合せ先については「雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）の問い合わせ先

北海道労働局	011-709-2715	石川労働局	076-265-4429	岡山労働局	086-224-7639
青森労働局	017-734-4211	福井労働局	0776-22-3947	広島労働局	082-221-9247
岩手労働局	019-604-3010	山梨労働局	055-225-2851	山口労働局	083-995-0390
宮城労働局	022-299-8844	長野労働局	026-227-0125	徳島労働局	088-652-2718
秋田労働局	018-862-6684	岐阜労働局	058-245-1550	香川労働局	087-811-8924
山形労働局	023-624-8228	静岡労働局	054-252-5310	愛媛労働局	089-935-5222
福島労働局	024-536-4609	愛知労働局	052-219-5509	高知労働局	088-885-6041
茨城労働局	029-277-8295	三重労働局	059-226-2110	福岡労働局	092-411-4894
栃木労働局	028-633-2795	滋賀労働局	077-523-1190	佐賀労働局	0952-32-7167
群馬労働局	027-896-4739	京都労働局	075-241-3212	長崎労働局	095-801-0050
埼玉労働局	048-600-6210	大阪労働局	06-6949-6494	熊本労働局	096-352-3865
千葉労働局	043-221-2307	兵庫労働局	078-367-0820	大分労働局	097-532-4025
東京労働局	03-3512-1611	奈良労働局	0742-32-0210	鹿児島労働局	099-223-8239
神奈川労働局	045-211-7380	和歌山労働局	073-488-1170	宮崎労働局	0985-38-8821
新潟労働局	025-288-3527	鳥取労働局	0857-29-1709	沖縄労働局	098-868-4380
富山労働局	076-432-2740	島根労働局	0852-31-1161		

継続雇用の高齢者に係る「無期転換ルールの特例」について

定年後引き続き、同じ使用者に再雇用される有期雇用労働者（以下、「継続雇用の高齢者」）は、雇用される企業が「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（以下、「有期雇用特別措置法」）」に定める労働局長の認定を受けた場合、無期転換申込権が発生しません。

有期雇用特別措置法の対象となる「継続雇用の高齢者」には、以下の①、②の労働者は該当しません。

そのため、これらの労働者の労働契約が5年を超えて繰り返し更新された場合には無期転換申込権が発生します。

- ① ある企業を定年後、同一の使用者ではない別の事業場に雇用され、有期雇用労働者となった者
 - ② 同一の使用者で、有期雇用を更新し、事業場が定める定年年齢に達した者
- （「定年」は無期労働契約の終了事由を指すため、有期労働契約の更新の上限年齢を「定年」として運用していくも、「継続雇用の高齢者」には該当しません）

★ 継続雇用の高年齢者に係る認定申請について

申請にあたっては、以下を参考に申請書を作成し、滋賀労働局雇用環境・均等室へ持参または郵送してください。

- 提出書類 第二種計画認定・変更申請書 （申請書は、滋賀労働局HPからダウンロードできます）
 添付書類 （必要となる添付書類は、以下の記載要領参照）
 正本・副本（写でも可）2部提出 （副本（または写）は、認定通知書に添付してお返しします）
 簡易書留分切手を貼付した返信用封筒 （認定通知書の郵送での交付を希望する場合）

申請単位 企業（法人）ごと。本社・本店を管轄する都道府県労働局へ申請してください。

様式第7号

【赤字は記載例】

滋賀 労働局長殿

第二種計画認定・変更申請書

平成〇〇年〇月〇日

1 申請事業主

名称・氏名	株式会社 労働製作所	代表者氏名 (法人の場合)	代表取締役 労働 太郎 
住所・所在地	〒(520-0806) 滋賀県大津市打出浜14番15号	電話番号 077(522)6648 FAX番号 077(527)3277	

2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

- 高年齢者雇用推進者の選任
 職業訓練の実施
 作業施設・方法の改善
 健康管理、安全衛生の配慮
 地域の拡大
 雇用能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
 雇用等の要素を重視する賃金制度の整備
 勤務時間制度の柔軟化

3 その他

- 高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。
 65歳以上への定年の引き上げ
 継続雇用制度の導入
 希望者全員を対象
 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用
(注)高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準がある場合

(記入上の注意)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の□にチェックして下さい。
2. 「3 その他」は、該当する□はすべてチェックしてください。

(添付書類)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料(例:契約書の範囲、就業規則等)
2. 高年齢者雇用確保措置を講じていることが分かる資料(就業規則等(経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準を設けている場合は、当該基準を定めた労使協定書(複数事業所を有する場合は本社分のみで可。)を含む。))
3. 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。

【記載要領】

①について

- 1 実施している雇用管理措置として該当するものにチェックしてください(1か所以上)。

- 2 チェックした措置を実施したことがわかる以下の資料を添付してください。

【添付資料】

高年齢者雇用推進者の選任

- 高年齢者雇用状況報告書または高年齢者雇用推進者を選任したことがわかる辞令等

上記以外の措置を実施する場合

- 就業規則
- 労働契約書のひな形
- 職業訓練計画書
- 改善計画報告書
- 等実施する措置の内容が確認できる書類

②について

- 1 実施している高年齢者雇用確保措置として該当するものにチェックしてください。継続雇用制度を導入している場合は、③のどちらかにチェックしてください。

- 2 チェックした措置を実施していることがわかる以下の資料を添付してください。

【添付資料】

ア 就業規則の以下の該当部分

- 監督署の受理印が押された届出書
- 定年制度と継続雇用制度の規定、継続雇用労働者に適用する規定等

イ 労働者10名未満で就業規則を作成していない場合

- 労働条件通知書のひな形
- 就業規則に準じた社内規定
- 等定年制度や継続雇用制度がとられていることを明らかとなる書面

- イ 経過措置に基づく労使協定(平成25年3月31までに協定したもの)
(③の下段(労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用)の場合に限る)

お問い合わせは・・・

滋賀労働局雇用環境・均等室 大津市梅林一丁目3-10 滋賀ビル5階 (電話 077-522-6648)